平成２１年（フ）第２８号
京都府舞鶴市字北吸999番地１―B101号
債務者　河野　正敏
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
長崎県長崎市上戸町１丁目５番12号　弁慶ハイツ302号
債務者　三原　栄二
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営住宅Ｎ棟103号
債務者　永田　充史
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
長崎県長崎市南が丘町１番21号
債務者　川口　泰洋
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷379番地15　ヒルステージ103号、旧住所長崎県長崎市福田本町1470番地２
債務者　山本真貴子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷66番地19
債務者　谷川　照代
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
長崎県長崎市脇岬町3697番地１、旧住所長崎県長崎市八幡町４番18号　ユネカ高木301号
債務者　原田　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
長崎県長崎市田上２丁目８番16―302号、旧住所長崎県長崎市小ケ倉町２丁目667番地49
債務者　山口恵利子（旧姓鬼木）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
長崎県長崎市稲佐町47番１―305号
債務者　野中　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６号
大分県宇佐市大字吉松26番地の20
債務者　吉野　直也
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第３７号
大分県宇佐市大字吉松26番地の20
債務者　吉野　朋香（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第５６号
大分県中津市大字蛎瀬480番地19
債務者　穐岡　恵三
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第６２号
大分県宇佐市大字四日市1737番地の７
債務者　山本　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第６９号
大分県宇佐市大字閤269番地の１
債務者　井出　勇太
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第８５号
大分県豊後高田市森885番地４
債務者　近藤とし子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８３５号
北海道千歳市住吉１丁目７番３号
債務者　山下　晃子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２６号
札幌市北区新琴似８条16丁目３番17号　ソシアルトミイＮＯ．55―11号
債務者　後藤　佐織（旧姓菅原・外波）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４７号
札幌市豊平区平岸４条７丁目７番19号　ジュネス平岸101号
債務者　阿部　彩奈（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部